

串本町木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県木材利用方針（令和3年12月8日林第11240002号）に即して策定するものであり、町内の建築物等における木材の利用促進に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物等

- (1) 本町において木材の利用を促進すべき建築物は、法第2条第1項に規定する建築物とし、町が木材利用に取り組む公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。
- (2) 町は、民間の非住宅建築物において木材の利用が図られるよう、建築主等に対し、木材利用の情報、建築物木材利用促進協定制制度及び国・県の支援制度等の周知など必要な支援を行うものとする。

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- (1) 町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町が整備する公共建築物等に当たっては、可能な限り和歌山県内の森林から産出され和歌山県内で加工された木材（以下「紀州材」という。）で合法性が証明されたものを使用するものとする。
- (2) 町は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、紀州材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化の推進

- (1) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注釈参照）の公共建築物においては、原則として木造化を図るものとする。
ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。
- (2) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部分を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。
- (3) 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り紀州材の使用について配慮するものとする。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層の別にかかわらず、直接又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

3 木質家具等の導入の推進

町は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先導入に努めるものとする。

第4 公共建築物以外での木材の利用の促進

1 住宅や民間事業所等における木材の利用の促進

住宅や民間事業所等に紀州材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・町経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における紀州材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における木材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等での紀州材の利用を推進するとともに、周辺的环境との調和などを考慮する必要がある場所では木材製品の利用に努めるものとする。

第5 木材の利用の促進に関するその他必要事項

1 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

町は、公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努め、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を十分考慮し、紀州材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物における木材の利用の推進体制

町は、公共建築物における紀州材の利用の促進を効果的に図っていくため、庁内の関係部署等が計画又は実施する事業等について総合的に調整を行い、公共建築物等への紀州材を中心とする木材の利用の取組を推進するものとする。

3 普及啓発

町は、木材の利用を推進する意義やその有用性について広く普及啓発し、紀州材の需要拡大を図るよう努めるものとする。

(注釈) 低層

この方針では、高さ16メートル以下かつ階数4未満で延べ床面積3,000平方メートル以下の建築物であって、建築基準法において耐火性能を求められないものをいう。

附 則

この方針は、平成25年 1月31日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4年 3月 3日から施行する。